



指定代理請求特約

被保険者を受取人とする保険金等の支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わって「指定代理請求人」が請求を行える特約です。

特長

1 被保険者に代わって、保険金等の請求を行うことができます。
万一の時に確実にご請求いただくために、指定代理請求人を新たに指定される時や指定代理請求人を変更指定される時には指定代理請求人となられた方へ、事前にご契約内容および指定代理請求特約についてお伝えください。

指定代理請求人にご指定いただける方の範囲	この特約の対象となる保険金等
<ul style="list-style-type: none"> 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者または直系血族 主契約の被保険者の3親等内の親族 主契約の被保険者と同居し、または生計を一にしている、主契約の死亡保険金等の受取人 上記のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者 	被保険者を受取人となっている保険金等 〈例〉 <ul style="list-style-type: none"> リビング・ニーズ特約の保険金 高度障害保険金・高度障害年金 入院給付金、手術給付金、介護年金 保険料の払込免除(保険契約者と被保険者が同一の場合) など

※ 指定代理請求人は1名とし、保険金等の請求時においても上記の範囲内であることが必要です。
※ 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

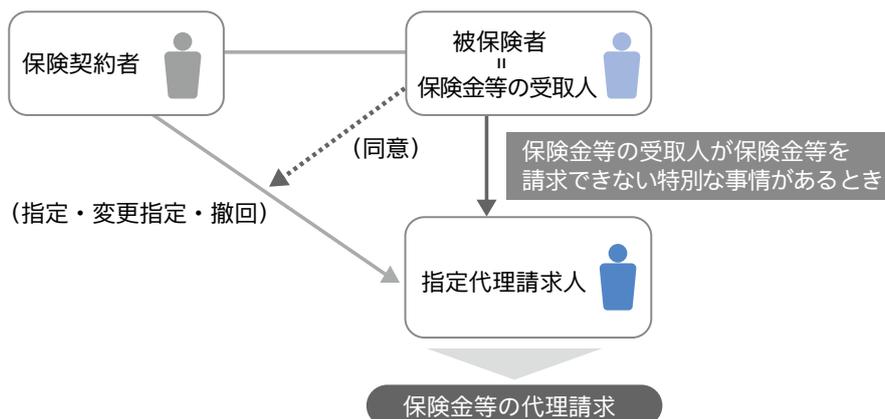
2 全保険種類に付加(中途付加)することができます。
この特約は、当社の全ての保険種類に付加(中途付加)することができます。

3 この特約の保険料は必要ありません。

P4へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



指定代理請求の例



例 1

被保険者（＝受取人）であるご主人が事故で入院され、当社所定の高度障害状態となり、意思表示ができなくなってしまった場合

指定代理請求人である奥様より、高度障害保険金、入院給付金などをご請求いただくことができます。

例 2

被保険者（＝受取人）である奥様ががんと診断され、余命 6 か月と告知されたがご家族の意向でご本人には知らせたくない場合

指定代理請求人であるご主人より、リビング・ニーズ特約の保険金、がん入院給付金などをご請求いただくことができます。

指定代理請求人による請求が可能な場合

- 被保険者を受取人とする保険金等について、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が以下の請求を行うことができます。

- ① 保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ② 保険金等の受取人が会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態である場合

- 請求できる保険金等は次のとおりです。

- ① 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※ 上記いずれかの事情にありながら、指定代理請求人が請求時においてすでに死亡している場合や、指定代理請求人が指定されていない場合などは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合はそ

の受取人と生計を一にする者）が、当社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

成年後見制度について

認知症等で判断能力が不十分であり、生命保険等の財産管理を自分で行うことが困難となった場合等に、保護・支援を得るための制度として、成年後見制度があります。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

1. 法定後見制度について

- 家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

2. 任意後見制度について

- 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人が本人を代理して、任意後見契約で定めた事務を行うことにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



ご契約に関する 注意事項

- 指定代理請求特約を付加した場合、既に締結している主契約または特約において、保険金等の受取人の生存中における代理請求を認める規定がすでにある場合であっても、その規定を適用せず、本特約の規定によりお取扱いいたします。
- 故意に保険金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、代理請求を行うことができません。
- このご案内に記載の情報は法律上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年12月現在の法令に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。
- この特約のみの解約は取扱いしません(なお、指定代理請求人の指定の撤回を行い、指定代理請求人を指定しないことができます)。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**指定代理請求特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『告知書』記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となる場合があります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください